

資料2

# 尼崎市いじめ防止基本方針 の改正について

# これまでの経緯

- H23.10 滋賀県大津市のいじめ事案発生
- H25.9 いじめ防止対策推進法施行
- H25.10 国の基本方針策定(策定は義務)
- H26年度中 各学校の基本方針策定(策定は義務)
- H28.1 尼崎市いじめ防止基本方針策定(策定は任意)

法の施行後3年

国の有識者会議による検討と提言を経て、

- H29.3 国の基本方針改定及び「いじめの重大事態に関するガイドライン」の策定

# 本市の基本方針の改正

国の基本方針の改正内容を受けて  
いじめの防止等に係る具体の事務事業  
の時点修正

基本方針策定後の約1年半を振り返っ  
て

この3つの視点で本市の基本方針の改正を検討したが、  
については改正する箇所がなかったため、今回の改正  
では、  
の視点での改正のみとする。

# 国の基本方針改正を踏まえた主な改正点

## - 1 就学前段階からの取組み

### <国の有識者会議の意見>

就学前段階から、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組みを促す。

本市の取組み(現状)として、  
「幼稚園や保育所等において、日々の生活や遊びを通じて、さまざまな人と関わること、人を認めることなどを学ぶ取組みを進めている。」と記載する。

### <本市の基本方針に追記>

## - 2 教職員の業務負担軽減

### <国の有識者会議の意見>

生徒指導専任教員の配置、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を推進する。

本市及び学校の取組みの課題として、  
「特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、学校で組織的に対応するためには、学校に設置されているいじめ対策組織への報告や、参集して対応を検討するなどの時間を確保する必要がある」と記載し、  
本市及び学校の取組みの対応策として、  
「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣、「学校支援専門家派遣事業」の実施などにより、いじめに適切に対処できる体制を作るとともに、教職員の日常業務の負担軽減に取り組む」と記載する。

### <本市の基本方針に追記>

## - 3 学校評価

### <国の有識者会議の意見>

学校評価においては、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

本市及び学校の取組みの課題として、  
「学校は、定期的な調査の実施やいじめの組織的な対応など、各学校のいじめ防止基本方針に基づき取り組む必要がある。」と記載し、  
本市及び学校の取組みの対応策として、  
「教育委員会は、各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に必要な指導、助言を行う。」と記載する。

### <本市の基本方針に追記>

## - 4 いじめの解消

### <国の有識者会議の意見>

いじめの解消の定義を明確化し、学校はいじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

いじめに係る行為が止んでいること  
被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### <本市の基本方針に追記>

## - 5 重大事態

### <国の有識者会議の意見>

具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、法1号重大事態の範囲の明確化を図る。  
また、重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。

法1号重大事態：いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

法2号重大事態：いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態への対処の項に、

「重大事態への対処については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。」と記載する。

### <本市の基本方針に追記>

## 事務事業の時点修正に係る主な改正点

- 1 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会が市の条例設置の会議体として設置されたことに伴う改正
- 2 学校支援専門家派遣事業が立ち上がったことに伴う改正
- 3 情報モラル教育について、児童生徒と保護者の両者を対象とすることを明記

など

# スケジュール

8月24日	こども青少年本部会議
9月1日	尼崎市いじめ問題対策審議会(教育委員会の附属機関)
9月20日	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会(市の条例設置の会議体)
9月25日	教育委員会会議
10月23日	教育委員会会議(予備)
11月上旬	健康福祉委員協議会・文教委員協議会
11月中旬	尼崎市いじめ防止基本方針 改正

必要に応じて、こども青少年本部会議を別途開催する

## 【参考】いじめの防止等のための組織のこれまでの振り返り

会議体名	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会
法根拠条文	第14条第1項
根拠条例	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題に関する情報共有及び意見交換</li> <li>・関係機関及び団体相互の連絡調整</li> </ul>
委員構成	<p>20人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長4人（生徒指導担当代表校長、小学校長、中学校長、高等学校長）</li> <li>・教員3人（小学校生徒指導担当教諭、中学校生徒指導担当教諭、高等学校生徒指導担当教諭）</li> <li>・関係機関3人（児童相談所、地方法務局、警察）</li> <li>・関係団体4人（PTA、民生児童委員、少年補導委員、人権擁護委員）</li> <li>・本市関係職員6人（教育：生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、市長部局：こども政策課、青少年課、生活支援相談課、ダイバーシティ推進課）</li> </ul>
平成28年度 開催実績	<p>第1回 【日時】 H28.6.28（火）15：30～17：00 【協議内容】 「尼崎市いじめ防止基本方針」及び本市の小・中学校にいけるいじめの現状・取組内容を踏まえた各委員それぞれの立場でのいじめ防止対策についての意見交換</p> <p>第2回 【日時】 H29.2.7（火）15：30～17：00 【協議内容】 本市の平成27年度いじめ認知状況 平成28年度「携帯電話やスマホ等の利用状況などに関するアンケート調査」結果 ネットいじめに対する効果的な取組みについての意見交換</p>
主な成果	<p>本市のいじめ認知件数、いじめの種類、いじめの発見のきっかけや昨今のネットいじめの現状、また、学校現場でのいじめの防止の取組状況を委員間で情報共有することで、それぞれの関係団体において、出来る範囲での取組の機運が醸成されたこと。</p> <p>PTA委員から各学校で保護者向けに行われている携帯電話やスマホの正しい使い方に関する講演会が実施されているが参加者が少ないことが気になるので、保護者が学校に多く集まる時に併せて実施してはどうかとの提案があり、可能な限り各学校において実施手法の工夫の検討を行うこととした。</p> <p>ネットいじめの防止に関して、各校種で行っている取組内容を情報共有することで、自校の取組内容に活かすきっかけとなったこと。</p>

## 【参考】いじめの防止等のための組織のこれまでの振り返り

会議体名	尼崎市いじめ問題対策審議会
法根拠条文	第14条第3項 第28条第1項
根拠条例	尼崎市いじめ問題対策審議会条例
所掌事務	いじめの防止等のための対策の検討（法第14条第3項） 重大事態の調査、同種の事態の発生防止の検討（法第28条第1項）
委員構成	7人 ・弁護士1人 ・医師1人 ・学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者3人 （大学教授、臨床心理士、社会福祉士） ・上記のほか、教育委員会が適当と認める者2人 （精神保健福祉士、警察官OB）
平成28年度 開催実績	第1回 【日時】 H28.9.1（木）10：00～11：10 【協議内容】「尼崎市いじめ防止基本方針」及び本市の小・中学校にいけるいじめの現状・取組内容を踏まえた、いじめの防止等の対策の検討 第2回 【日時】 H29.1.13（金）15：00～16：30 【協議内容】いじめの事例をもとにした、いじめの防止等の対策の検討
主な成果	学校外の各分野の専門家である審議委員から、それぞれの専門的分野の視点に立ち、様々な角度から答申を頂くことにより、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に役立てることができた。 具体的な事例研修を行った。複雑ないじめ問題について、各専門家の視点で解明追及をすることにより、多角的な視野によるいじめ問題への捉え方や対処方法について知ることができた。 尼崎市における学校での留意点を明らかにした。 ・認知件数が増えていることは構わない。 解消率が重要になる。 ・発見のきっかけは、本人、保護者、担任の割合が高く、他の児童生徒の割合が低い。 今後、傍観者の意識改革が必要